

会 議 録

会議の名称	令和3年度第3回東大和市国民健康保険運営協議会
日 時	令和4年1月17日（月） 午後1時15分から
会 場	東大和市役所 会議棟 1階 第1・2会議室
出席者	運営協議会委員15名（欠席2名） 保険年金課長 事務局2名 合計18名
公開 等 非公開	会議録等の全部 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 秘密会の議決 非公開議決 一部
傍聴人	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
会議次第	日程第1 東大和市国民健康保険税の税率等の改定について（諮問） 日程第2 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について（報告） 日程第3 その他
会議の記録	別紙会議録のとおり
備考	

尾崎会長	<p>皆さん、こんにちは。本日の会議にご出席いただきまして本当にありがとうございます。それでは、定刻になりましたので、ただいまから国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。本日の出席状況につきまして、事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>本日の出席委員でございますが、委員総数17名中、15名でございます。また、東大和市国民健康保険条例第2条に定めます各選出区分からご出席がございますので、東大和市国民健康保険運営協議会規則第7条により、会議は成立しておりますので、お知らせいたします。以上です。</p>
尾崎会長	<p>どうもありがとうございます。それでは、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、お手元にお配りしております次第によりまして、進めさせていただきますので、よろしく申し上げます。</p> <p>議事に入らせていただきます。「日程第1 東大和市国民健康保険税の税率等の改定について(諮問)」でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、諮問書の読み上げのみを行うこととして、皆様の机の上に置いてあると思いますけれども、そちらを確認していただきたいと思えます。市長、よろしく申し上げます。</p>
尾崎市長	<p>東大和市国民健康保険運営協議会会長尾崎義美様。東大和市国民健康保険税の税率等の改定について(諮問)。このことについて、東大和市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、貴協議会に別紙の事項について諮問いたします。よろしく申し上げます。</p>

尾崎会長	承知しました。ありがとうございます。それでは、ただいま諮問をいただきました市長から、一言ご挨拶をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。
尾崎市長	<p>皆さん、こんにちは。尾崎でございます。日頃より市の国民健康保険事業にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、東大和市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。令和4年度におきましても、国保財政健全化計画に基づく保険税率等の改定が必要となることから、皆様にご審議をお願いするものであります。後ほど、事務局より説明があるかと思いますが、令和4年度の国民健康保険事業費納付金につきましては、令和3年度と比較して、大幅に増額されており、非常に厳しい状況下において、保険税率等の改定のご審議をお願いすることとなります。今回の納付金額の急増につきましては、市といたしましても、非常に重く受け止めており、東京都に対し、市長会や東大和市単独で、様々な要望を行っているところであります。また、市は国民健康保険事業運営基金を活用することで、保険税率の急増抑制を図ってまいり所存でございます。委員の皆様には、引き続き国民健康保険制度の健全運営に対しまして、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。結びに、本日、お集まりの皆様のご健勝を申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p>
尾崎会長	<p>どうもありがとうございました。市長は、この後、公務のため退席されます。</p> <p>それでは、ただいまの諮問内容につきましては、課長から説明をお願いいたします。</p>

岩野課長	<p>それでは、皆様のお手元に諮問書の写しをご用意ください。はじめに諮問内容につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>続きまして、資料に基づきまして保険税率改定の内容についてご説明申し上げます。よろしくお願いたします。</p> <p>諮問書をご用意ください。諮問書の表紙をおめくりください。1の諮問理由につきましては、国保財政健全化計画によります保険税率の改定であることを理由とさせていただいております。お手元の諮問書の写しにて、後ほどご確認いただきたいと思います。</p> <p>2の諮問事項につきましては、諮問の内容となります保険税率の改定の具体的な数値となりますので、お時間いただきまして、読み上げさせていただきます。</p> <p>2 諮問事項 (1) 税率等について。アの基礎課税額の税率等につきましては、所得割100分の6.72を、100分の7.09に改めるものであります。被保険者均等割につきましては、被保険者1人について33,500円を、35,400円に改めるものでございます。イの後期高齢者支援金等課税額の税率等につきましては、所得割100分の2.25を、100分の2.36に改めるものでございます。被保険者均等割につきましては、被保険者1人について、11,000円を、11,500円に改めるものであります。ウの介護納付金課税額の税率等につきましては、所得割100分の2.16を、100分の2.30に改めるものでございます。被保険者均等割につきましては、被保険者1人について12,800円を、13,600円に改めるものであります。エの令和4年度税制改正大綱に伴う対応としましては、令和3年12月24日に「令和4</p>
------	--

年度税制改正の大綱」が閣議決定され、令和4年度より、以下のとおり改正される予定であります。はじめに国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額について、63万円を65万円に改めます。次に、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について、19万円を20万円に改めるものであります。この「令和4年度税制改正の大綱」の閣議決定に基づきまして関連法令が改正された際には、市において同様の改正を行いまして、以下のとおり改定いたします。基礎課税額所得割100分の7.09を、100分の7.07に改めます。基礎課税限度額63万円を、65万円に改めます。後期高齢者支援金等課税額所得割100分の2.36を、100分の2.35に改めます。後期高齢者支援金等課税限度額19万円を、20万円に改めます。

(2)の改定時期につきましては、令和4年4月1日から改定するものでございます。

諮問内容につきましては、以上でございます。

続きまして、資料を基にご説明申し上げます。お手元に冊子になっております東大和市国民健康保険税の税率等の改定についての資料をご用意ください。

令和4年度国民健康保険税の税率等の改正案につきまして、資料を基にご説明させていただきます。表紙をおめくりいただき、1ページをご覧ください。

1の、市が東京都に納めます令和4年度国民健康保険事業費納付金につきましては、25億8,984万640円と算定されました。令和3年度の納付金が、約24億6,800万円でしたので、約1億2,000万円の大幅な増額となりました。

2の納付金に対して必要とされる市の標準保険料率につきましては、下の表のうち、令和4年度標準保険料率の欄のとおり示されました。ここで示されております標準保険料率につきましては、東京都の一律の基準により算定しました当市の令和4年度標準保険料率を記載されております。表の最下欄にて、現在の保険税率等と比較しております。

続きまして3の、財政健全化計画に基づきます国民健康保険税の改定率の考え方がありますが、市では、一般会計からの赤字補填の繰入金を保険税急増の激変緩和措置のために国が設けた特例基金のある令和5年度までに解消することとし、医療費の適正化への取組等と合わせて国民健康保険税の税率等を見直す財政健全化計画を、平成30年3月に策定いたしました。この計画に基づきまして、国民健康保険税の税率等につきましては、各年度の赤字補填の繰入れ額のうち、特例基金が設けられております期間の残期間で除した額分を解消する改定を行っております。その結果の改定率といたしまして、平成30年度に6.25%、平成31年度に6.08%、令和2年度に5.45%、令和3年度に5.18%のそれぞれ増改定を行っております。

続きまして4の、令和4年度の国民健康保険税の改定率でございます。1でご説明いたしましたとおり、令和4年度における納付金額は約25億8,984万円であります。財政健全化計画に基づきます令和4年度に解消すべき赤字補填繰入額を、全て保険税率の見直しによって賄う場合、令和4年度に解消すべき赤字補填の繰入額は約1億8,886万円となり、保険税率の改定は、一人当たり11.49%の増改定と、非常に厳し

い改定率となります。

1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。そこで、令和4年度におきましても、国民健康保険事業運営基金を積極的に活用した補填等を行います。その結果、令和4年度に解消すべき赤字補填の繰入額は約9,482万円、令和4年度の一人当たり国民健康保険税改定率は5.52%の増改定となり、改定幅を大幅に抑制することができました。後述いたしますが、交付金の活用や保険税率改定積算上の収納率の考え方につきましては、令和3年度と同様といたします。また、今回の改定にかかります積算資料を、6ページ以降に記載してございます。6ページ以降に詳細な積算資料を提示してございますので、こちらにつきましては、後ほどご覧いただければと存じます。

2ページにお戻りください。5の基金の活用をご覧ください。令和3年度末基金残高は、現状では約3億6,500万円を見込んでおります。このうち、活用予定総額といたしましては、2億4,609万円を予定しております。内訳の詳細につきましてはご説明いたします。(1)といたしまして、一人当たり医療分納付金額の急増に対する補填でございます。令和4年度の納付金算定は、令和3年度以降の医療給付費の急増が反映されたものとなります。この令和3年度の医療給付費につきましては、令和2年度を受診控えから戻る傾向にございました。この医療給付費の急増の大きな要因といたしまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴います検査・診療数の増加や、診療報酬上の臨時的な取扱い等によります影響があるものと推察しております。こうした、新型コロナウイルス感染症に

よる特殊な影響を、全て保険税率に転嫁することを避けるため、一人当たりの医療分納付金額の令和3年度比の増額分を基金で補填いたします。活用予定額は1億8,107万円でございます。

(2)といたしまして、被用者保険の適用拡大の影響補填でございます。被用者保険の適用拡大が令和4年10月に実施されます。適用拡大の条件に該当する者は、被用者保険へ移行するため、国民健康保険被保険者の減少によりまして、保険税収が減少する見込みでございます。令和4年度の納付金算定における被保険者数の推計においては、この適用拡大による影響は反映されていないため、被保険者における負担の公平性の観点から、この減収分を基金で補填いたします。活用予定額は、4,000万円でございます。

3ページをご覧ください。(3)といたしまして、収入の減少が見込まれる世帯等に対する市独自の保険税の減免でございます。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和4年の収入の減少が見込まれる世帯等が、一定の条件に該当した場合には、保険税を減免いたします。詳細につきましては、令和3年度に実施しております国からの財政支援による減免措置を参考として、今後具体的な基準を定めてまいります。活用予定額は1,400万円でございます。

(4)として、税制改正への対応でございます。令和3年度の税制改正では、地方税法等の改正によりまして所得の基礎控除額が増額されました。控除額が増えることで、課税所得は減少いたしますので、この課税所得の減少によりまして保険税の減収分につきまして、令和3年度より基金を活用して段階的な緩

和措置を講じております。活用予定額は702万円でございます。

(5) といたしまして、未就学児の被保険者均等割軽減実施後の市独自多子世帯負担軽減施策の継続でございます。令和4年度から、国の施策で未就学児の均等割額が半額となります。市では現状におきましても、独自に多子世帯の負担軽減施策を実施しております。この施策の概要なのですが、第3子以降につきまして、18歳を迎える年度までは保険税均等割額を無料化するものでございます。この市独自の多子世帯に対する負担軽減施策につきましては、一般財源にて実施いたしますと、その財源分が赤字補填繰入の対象となったことから、令和4年度以降は、基金を財源として継続実施いたします。活用予定額は400万円でございます。

続きまして、6の応益割（被保険者均等割）の考え方でございます。低所得者層への配慮といたしまして、継続的に応益割を抑制し、当分の間は被保険者均等割の総額が、標準保険料率の被保険者均等割の総額を上回らないようにいたします。1ページ目に、令和4年度の標準保険料率を示しておりますけれども、前半でご説明申し上げました1ページの2のところ、令和4年度標準保険料率でございます。この標準保険料率、東京都基準で示されているものですが、この率の場合、応能割が57.5%、応益割が42.5%となりますところを、市では、応能割を62%、応益割を38%とすることで、応益割を下げたいと考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。続きまして、7の課税限度額の引き上げでございます。市といた

しましては、これまでも法定課税限度額に合わせた改定を行っております。このことから、令和4年度の税制改正大綱に基づきます関連法令の改正に合わせて、課税限度額を法定の102万円といたします。このことによりまして、保険税率は抑制されますので、主に中間所得者層の保険税負担を軽減することとなります。

8の国民健康保険税急増の抑制に向けた取組でございます。

(1)の保健事業等の継続的な取組によります医療費の適正化といたしましては、はじめに、継続的な健康診断の受診等によります、生活習慣病等の早期発見・早期受診の大切さを訴求いたしまして、適正な医療受診を啓発してまいります。次に、糖尿病等重症化予防事業、低栄養防止等フレイル対策通知事業、慢性閉塞性肺疾患啓発事業等の保健事業、こちらはレセプトデータを活用いたしまして展開している事業でございますが、将来的な医療費の適正化に資するものとして引き続き、積極的に取り組んでまいります。最後に、ジェネリック医薬品利用差額通知事業、東大和市 Rondみんなの体育館との連携事業、お薬カレンダー、残薬バッグの活用につきましても、継続してまいります。

(2)の交付金の活用等としましては、はじめに保険者努力支援制度で得られる交付金を、保険税急増の抑制に活用いたします。こちらは令和4年度の当初予算では、約3,136万円を予算計上してございます。次に、収納率向上に向けた各種取組の成果によって見込める東京都の特別交付金等を、保険税急増の抑制等に活用いたします。同じく、令和4年度当初予算として、約6,502万円を予算計上してございます。最後に、

保険税率改定積算に使用する収納率については、引き続き現年分収納率の直近過去3年度の最高値、こちらは令和2年度の収納率95.7%を用いることとなりますが、この収納率を用いることで、保険税急増を抑制いたします。

続きまして9の、東京都への要望でございます。今般の令和4年度の納付金額につきましては、東京都の試算の段階から急増する可能性が示されておりました。このことを重く捉え、市として、また東京都市長会等から、東京都へ、以下の趣旨の要望を提出しております。

5ページをご覧ください。東大和市としましては、東京都独自の財政支援を早急に拡充すること、及び、法定外繰入れによる赤字補填を解消した自治体が対象となる東京都独自の納付金減算の仕組みづくりを行うことを要望しております。東京都市長会からは、新型コロナウイルス感染症という特殊な影響による負担を被保険者に転嫁せず国に財政支援を求め、東京都として必要な財政措置を特例的に講じること、を要望しております。なお、同旨の要望を、特別区区長会、それから町村長で構成されております町村会においても要望されております。続きまして東京都市国民健康保険協議会、こちらは市町村の国民健康保険主管課長会でございますが、こちらからは、急激な納付金額の増とならないよう、算定の見直しや東京都独自の財政支援等を講じることがを要望しております。こちらの同旨の要望等は、特別区国民健康保険課長会からも行われているところでございます。

10の今後のスケジュールでございますが、1月28日の運営協議会にて答申案をご協議いただく予定となっております。

	<p>す。</p> <p>続きまして、2枚ほどおめくりいただきまして、9ページをご覧ください。このたびご説明いたしました内容に基づきます国民健康保険税の改定の概要を、一覧にまとめてございます。また、次ページ以降に、縦長のA3版を横にして折り込んだものですが、国民健康保険税の税率等の改定案と現行との比較を、モデルケースの世帯別、総所得階層別にお示したものを、参考として添付いたしましたので、こちらも後ほどご確認いただければと思います。</p> <p>資料の説明につきましては以上となりますが、ただいまご説明申し上げました改定案につきましては、A4、1枚にまとめた概要版も配布させていただいております。資料を振り返る際の参考としていただきますようお願い申し上げます。令和4年度におけます国民健康保険税の税率等の改定につきまして、ご理解を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。説明が終わりました。それでは委員の皆様から質問や保険税率等の改定について、ご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。忌憚のない意見をお願いします。</p> <p>ご説明ありがとうございました。それでは、いくつか伺わせていただきたいと思います。4点ほどございまして、まずは概要の1番目に、納付金の額が、令和3年度24億6,700万円から25億8,900万円。1億2,000万円の大幅な値上げがされるということになったわけですが、その納付金が急増した要因について教えていただければと思います。</p>
尾崎会長	
委員	

	<p>2点目ですが、課税限度額を、法定の限度額まで引き上げた場合の保険税率の影響というのがどうなっているのか、教えていただければと思います。3点目として、均等割の割合を抑えているということですが、更に抑えて設定した場合、どのような影響が生じるのかを教えていただければと思います。最後ですけれども、国民健康保険税が被保険者数の現状と、今後の展望をどのように市としてはお考えなのか、教えていただきたいと思っています。以上です。</p>
尾崎会長	<p>どうもありがとうございました。ただいま4つの質問がございましたけれども、回答をよろしくお願ひします。</p>
岩野課長	<p>ご質問ありがとうございます。はじめに、今回の資料でご説明しました納付金、1億2,000万円の急増の要因ということですが、主な要因が、令和3年度の医療給付費の急増ということになるかと推察してございます。納付金の内訳の中で、後期高齢者支援金分、介護納付金分の総額につきましては、令和3年度と比較しますと、減少しております。ところが、医療分の納付金の総額につきましては、令和3年度と比較しまして8%の増となっており、医療分だけ増加しているのが現状でございます。東京都は令和3年度の被保険者一人当たりの医療費、こちらは増加傾向にあるものと推計しまして、令和4年度の納付金額を算定いたしましたので、その推計による影響が納付金急増の要因として表れているのではないかと、考えております。</p> <p>2点目の課税限度額につきましては、9ページの概要をご覧くださいませでしょうか。課税限度額の内容が(2)のところでございます。この課税限度額を法定限度額まで引き上げるこ</p>

とによりまして、高額所得者層からの保険税収が増加することになります。こうした保険税収が限度額の見直しによって増えるということが見込まれている中で、医療分として基礎課税額の所得割を0.02ポイント、それから後期高齢者支援金分の課税額の所得割を0.01ポイント引き下げることが可能となります。所得割を下げることによりまして、税収が下がる世帯も出てきます。この所得割の率の抑制の結果といたしまして、主に中間所得者層の保険税負担の軽減に資するのではないかと考えてございます。

続きまして、均等割を更に抑えた場合の影響について、ご質問をいただいております。(3)の応能割合、応益割合をご覧いただきたいと思います。今、応能割合62%、応益割合38%としておりますが、ここを更に応能を上げて、応益を低くした場合の影響と捉えてください。均等割をより抑えて設定した場合になりますと、皆様をお願いすることになります被保険者均等割の額が、更に下がることになります。そうなりますと、その分保険税収は減りますので、必要となる保険税収を確保するために、所得割の率をより高めに設定する必要が生じます。一方で、高額所得者層におかれましては、課税限度額という上限がございますので、この上限に至らないような中間所得者層の皆様が大きく影響が出てくるだろうと考えてございます。結果、保険税額にしても、かなり影響として出てきますので、世帯によりましては、納めることが難しくなる世帯も出てくるのではないかと懸念も出てくることになります。

それから被保険者数の現状と今後の展望についてでございますが、被保険者数につきましては、年々減少の傾向にあるの

<p>尾崎会長</p>	<p>が現状でございます。主な要因といたしまして、75歳に到達いたしますと、国保加入から、後期高齢者医療制度という別の医療制度に移行することになります。75歳の到達者が多くなりますと、国保加入者が減ってまいります。また、平成28年度以降、社会保険の適用拡大がありましたので、その影響もみられるかと考えております。この社会保険の適用拡大が、令和4年10月以降、再度拡大されますので、国保加入者から、被用者保険に移行する方が増えるの見込んでおります。また、令和4年からは、団塊の世代の方が75歳に到達することになりますので、後期高齢者医療への移行という意味でも、国民健康保険の被保険者数は減少する見込みです。これらのことから、今後も引き続き減少していくものというように展望としては持っているところでございます。このことから、令和4年度が被保険者数につきましても、これまでで最も少ないものになるのではないかと想定してございます。以上になります。</p> <p>ありがとうございました。他にいらっしゃいますか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>よろしいですか。それでは、次に行かせていただきたいと思っております。色々な意見がございましたけれども、今日ご質問が漏れたという方は岩野課長まで言っていただければと思っておりますので、お気づきの点はよろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p>それでは、皆様からの意見をふまえて答申の案をまとめたいと思っておりますが、今日説明を受けた中でこの短時間では難しいと思っております。1月24日まで皆様、何かございましたら、お願ひします。次回の運営協議会を、1月28日に開催いたしますので、ここで答申案をお諮りしたいと思っておりますので、よろしくお</p>
-------------	--

<p>岩野課長</p>	<p>願います。「日程第1 東大和市国民健康保険税の税率等の改定について（諮問）」を終了とさせていただきます。</p> <p>次に、「日程第2 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、「日程第2 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」ご報告申し上げます。ページ右上に議題2と記載のあります、歳入・歳出集計表の資料をご用意ください。</p> <p>はじめに、右側の表、歳出からご説明申し上げます。各款の補正額の欄をご覧ください。1款、総務費につきましては、320万円の減額補正でございます。人事異動等によります職員人件費の減額でございます。次に2款、保険給付費につきましては、150万円の増額補正であります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にかかる傷病手当金の支給につきまして、支給件数の増加によって、予算の不足見込みが生じたことによります増額補正でございます。この傷病手当金の財源につきましては、全額交付金で賄われることとなります。</p> <p>次に左側の表、歳入をご説明申し上げます。同じく各款の補正額の欄をご確認ください。4款、都支出金の150万円の増額分につきましては、先ほどご説明いたしました傷病手当金の増額分を、東京都からの交付金として歳入するものでございます。次に6款、繰入金の320万円の減額補正につきましては、先ほど歳出の総務費でご説明申し上げました、人事異動等によります職員人件費の減額に対応して、人件費分の繰入額を減額補正するものでございます。結果といたしまして、歳入、歳出、</p>
-------------	---

	<p>いずれも170万円の減額補正となったものでございます。こちらにつきましては、令和3年第4回定例会につきまして、議会にてお諮りいただきまして、承認をいただいている内容でございます。説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。</p>
尾崎会長	<p>どうもありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質問がある方はよろしくお願いいたします。</p> <p>(質問なし)</p> <p>よろしければ、日程第2、東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算について、終了とさせていただきます。</p> <p>続きまして、「日程第3 その他」として、何かございますか。</p>
岩野課長	<p>皆様どうもありがとうございました。諮問の内容につきまして、会長からもお話ございましたとおり、1月28日金曜日、午後1時半から、同じく会議棟第1、第2会議室にて、答申案にかかる審議を行いますので、よろしくお願い申し上げます。ご意見等ございましたら、1月24日月曜日までに、方法等は問いませんので、事務局までご連絡をいただきますようよろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。</p>
尾崎会長	<p>それでは、皆様からはいかがでしょう。</p> <p>(意見なし)</p> <p>これもちまして、本日の会議を全て終了とさせていただきますと思います。本日はどうもありがとうございました。</p>
委員一同	<p>ありがとうございました。</p>